

# 8月16日(火)から 高齢者外出支援タクシー利用券 の交付が始まります

▶ 問い合わせ  
 ☎ 高齢福祉課 ☎0287(62)7137  
 ☎ 市民福祉課 ☎0287(37)6231  
 ☎ 総務福祉課 ☎0287(32)2912

## 1 タクシー利用券とは

タクシーを利用するときに、1枚につき500円相当額の支払いに代えられます。  
 枚数は1世帯あたり年間70枚交付されますが、今年は9月以降分の交付のため最大で41枚です(申請月により交付枚数は変わります)。  
 ▼ 利用期限 来年3月31日(金)

## 2 利用券はどのような人が受けられるの?

**A** 在宅で生活する70歳以上の市民で、要件を満たす人が対象です。  
 一人暮らしか70歳以上の高齢者のみの世帯で、自動車を所有・使用していない人

**B** 同居等の親族から外出支援を受けられない人  
 →詳しくは3へ  
 同居等の親族とは、同一の家屋・同一の敷地・隣接敷地に居住する配偶者、子、子の配偶者、孫、孫の配偶者のこと。

## 3 外出支援を受けられない場合とは?

同居等の親族が次のいずれかに当てはまる場合です。

認知症と診断されている 診断書(写)など	週5日以上仕事をしている 就労証明書(自営業者は就労申立書)	自動車を所有・使用していない
福祉タクシー料金助成の対象者 身体障害者手帳(写)など	病院へ3カ月以上の入院見込みである 診断書(写)	介護サービス施設などへ3カ月以上の入所見込みである 入所契約書(写)

該当する場合(上段)と申請に必要な書類(下段)

## 4 どうやって使うの?

利用券は、市が事業の協力者として協定を締結した事業者のタクシーで利用できます。タクシー利用券交付時に一覧を配付します。

タクシー利用券の額面以上の支払いに使用することができますが、足りない分は現金で支払ってください。

市が交付する「タクシー利用券対象者証」を運転手に提示し、タクシー利用券を手渡してください。

外出の目的は問いませんが、追加交付・再交付はできないので、日常生活の利便性向上のため、計画的にご使用ください。

年度 那須塩原市  
 タクシー利用券対象者証  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 受付番号 \_\_\_\_\_

乗車1回につき  
 最大 **10枚**

## 5 申請に必要なものは?

申請には次のものがが必要です。申請書などは、問い合わせ先にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

**申請書** **印かん**

**B** に該当する人  
 前ページ3で示した書類を用意

**本人確認ができる書類**

**代理人が申請する場合**  
 代理人の印かん  
 代理人の本人確認ができる書類

## 6 どうやって申請するの?

申請書に必要な書類を添えて、日程表に定められた日に申請してください。これから70歳になる人は、誕生日以後に申請してください。

## 7 次のことに注意!

- ①なるべく日程表に定められた日にお願います。どうしても来られない場合は、他の日でも受け付けできます
- ②9月以降も随時申請を受け付けます。申請する月によって枚数が変わりますが、9月中に申請する場合、交付枚数は41枚で変わりません
- ③混雑状況によっては、長時間待つ場合がありますので、時間に余裕を持って来てください
- ④同居等の親族の有無により、受付順が前後することがあります
- ⑤必要な書類が揃っていない場合は、受け付けできませんので、出掛ける前に忘れ物がないかよく確認してください
- ⑥不正申請などの場合、助成額の返還を求めることがあります

### 各地区の受付日と対象地区 (日付は全て8月)

受付日	地区名	黒磯地区 受付場所: 市民室
16日(火) 17日(火)	黒磯	本郷町、新朝日町、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、末広町、清住町、新緑町、松浦町、春日町
18日(水) 19日(木)		共墾社一丁目、東栄一丁目・二丁目、黒磯、豊浦、共墾社、上厚崎、安藤町、原町、東豊浦、豊浦中町、豊浦町、豊浦南町
22日(月) 23日(火)		下厚崎、鳥野目、小結、東原、渡辺、阿波町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、美原町、北栄町
24日(水) 25日(木)	東那須野 埼玉	大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、上郷屋、唐杉、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、大原間西一丁目・二丁目、方京一丁目～三丁目、前弥六南町、沓掛一丁目～三丁目、埼玉
26日(金) 29日(月)	鍋掛 高林	越堀、寺子、鍋掛、野間、高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、嶋内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木
20日(土)・21日(日)・30日(火)・31日(水)		指定日に来られなかった人 ※土・日曜は、午前9時から午後4時まで。

受付日	西那須野地区 受付場所: 市民福祉課	
16日(火)・17日(火)	永田町、扇町、あたご町、西大和、西原町、西軒町、西栄町、東町、西朝日町、南町、西幸町、二つ室、北二つ室	
18日(水)・19日(木)	緑1丁目・2丁目、下永田1丁目～8丁目、石林、新南、一区町	
22日(月)・23日(火)	二区町、三区町、四区町、上赤田、北赤田、西赤田、南赤田、東赤田	
24日(水)・25日(木)	睦、三島1丁目～5丁目、東三島1丁目～6丁目、西三島1丁目～7丁目、南郷屋1丁目～5丁目	
26日(金)・29日(月)	太夫塚1丁目～6丁目、西富山、高柳、井口、東遅沢、西遅沢、槻沢、関根、東関根	
27日(土)・28日(日)・30日(火)・31日(水)		指定日に来られなかった人 ※土・日曜は、午前9時から午後4時まで。

塩原地区 受付場所: 総務福祉課、箒根出張所	
16日(火)～31日(水)	全地区受け付け ※塩原地区では、土・日曜の受け付けは出来ません。黒磯地区か西那須野地区の受付日に申請してください。